

秩父別町エアコン設置費補助金

熱中症を未然に防ぎ、皆さんの安全かつ安心な生活を支援するため、**エアコンを設置していない住宅にお住まいの方にエアコン設置費用の一部を助成します！**

※更新や2台目の購入などの場合は、ゼロカーボン推進事業補助金(補助率:1/3、対象機種制限あり)の対象となる場合がありますのでご相談ください。

○補助の対象となる方：次の**全てに該当**する方

- ・本町に住所を有し、現に居住する方
- ・**エアコンが設置されていない住宅に、新たにエアコンを購入し設置する方**
- ・【民間賃貸住宅にお住まいの場合のみ】
事前に賃貸住宅の所有者からエアコン設置について同意を得ている方
- ・【町営住宅にお住まいの場合のみ】
事前に町建設課にエアコンの設置方法や条件等について相談し、申請・承認を経た方
- ・過去に本補助金の交付を受けていない方
- ・エアコンの設置に関し、本町の別の補助金の交付を受けない方
- ・本人及び同一世帯に属する者全員が、町税等を滞納しておらず、暴力団員等でない方

○補助金額

- ・**エアコン1台分の設置費用の1/2**(室内機及び室外機の設置、室外機のカバー及び架台の設置、配管接続、電気工事などに係る費用)千円未満切り捨て
- ・町内に事務所又は事業所を有し、秩父別町建設業協会に加入している事業者に対し設置工事を依頼する場合 上限10万円
- ・一部でも町外業者に依頼する場合 上限5万円
- ・中古品、窓枠設置型のものやスポットクーラーなどの移動型のものは対象外

○補助期間 令和8年度まで



○必要書類

- ・ 秩父別町エアコン設置費補助金交付申請書
- ・ 別紙1 誓約書
- ・ 別紙2 町税納入状況等調査同意書
- ・ 別紙3 設置状況写真
- ・ 工事契約書又は売買契約書の写し、領収書の写し
- ・ 明細書等の写し ※経費の内訳がわかるもの

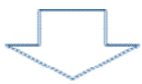
○補助金交付申請手続き

事前準備

エアコンの室内機・室外機の設置場所を写真撮影

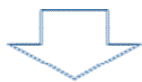
【賃貸住宅にお住まいの方】事前に所有者の同意を得て下さい

【町営住宅にお住まいの方】事前に町建設課にご相談下さい



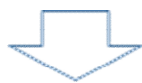
工事

エアコンを購入・設置



交付申請

設置完了後、エアコンの室内機・室外機の設置状況を写真撮影し、申請書等の必要書類を提出



補助金交付

町で補助金の交付決定を行い、申請書に記載いただいた口座に補助金を振り込み

○お問合せ先

秩父別町役場 企画課 企画・まちづくり係

TEL 0164-33-2111

E-mail kikakuka@chippubetsu.jp

